



平成23年2月15日

各 位

会社名 コンビ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松浦 弘昌  
(コード番号 7935 東証1部)  
問合せ先 執行役員総務人事部長 関根 邦夫  
(TEL. 03-5828-7667)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに

全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定のお知らせ

当社は、平成23年1月21日付プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成23年1月21日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部の取得について臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式について、平成23年3月21日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、平成23年3月22日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式1株につき83,020分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を交付する株主と定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

### I. 当社定款の一部変更の承認可決

#### 1. 承認可決された事項の内容

当社は、平成23年1月21日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から④の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本定款一部変更等」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ①当社の定款の一部を変更し、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式であるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします。（なお、全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）
- ③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によ

て、当社は、株主の皆様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、各株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を83,020分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、公開買付者ら以外の株主の皆様に対して交付される別個の種類別の当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

④上記①及び②による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、毎年3月31日を定時株主総会の基準日とする定めを削除いたします。

本定款一部変更等のうち①、④及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案及び第4号議案として付議され、承認可決されました。また、本定款一部変更等のうち②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。（本臨時株主総会第1号議案及び第4号議案に係る変更の内容は、平成23年1月21日付プレスリリースの定款一部変更(1)及び(3)に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更(2)に係る内容のとおりであります。）

## 2. 本定款一部変更等の効力の発生

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。

また、本定款一部変更等のうち②及び④の効力は、平成23年3月22日に発生いたします。

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の承認可決

### 1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち③は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成23年1月21日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款の定めに従って、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日（下記2.において定義いたします。）において、取得日の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を83,020分の1株の割合をもって交付するものであります。

### 2. 本定款一部変更等③の効力の発生

本定款一部変更等のうち③の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等②の効力発生を条件として、平成23年3月22日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を83,020分の1株の割合をもって交付いたします。この結果、公開買付者らを除く各株主様に取得対価として交付されるA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

また、当社では、株主様に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づき裁

判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に1,000円（パインホールディングス株式会社が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、各株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、現時点において金融商品取引所に対して上場申請を行う予定はありません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成23年2月15日から平成23年3月15日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年3月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### III. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成23年2月15日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（本定款一部変更等①）の効力発生日	平成23年2月15日（火）
整理銘柄への指定	平成23年2月15日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成23年3月15日（火）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年3月16日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本定款変更等②）の効力発生日	平成23年3月22日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年3月22日（火）

以 上